

奈良市及び事業者等の間における包括連携協定に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、本市及び事業者等が、共創の視点から、多様な分野において協力関係を築き、互いに保有する資源を活用し、及び連携することで、本市が抱える地域課題及び行政課題（以下「地域課題等」という。）を共に解決するため、本市と事業者等との間で締結する包括連携協定について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 事業者等 事業活動又は公共的活動を行う企業、法人その他の団体であつて、国及び地方公共団体以外のものをいう。
- (2) 連携事業 本市及び事業者等が地域課題等の解決に向けて、自らの申出により行われる反対給付を伴わない役務の提供、物品の貸与その他これらに類する行為（実費相当の費用負担を伴うものを含む。）をいう。
- (3) 包括連携協定 本市の地域課題等の解決に資する連携事業の実施に当たって必要な事項を定め、本市及び事業者等の合意の上で締結する協定をいう。

(事業者等)

第3条 包括連携協定の対象とする事業者等は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 本市と連絡調整を緊密に行い、複数の連携事業を継続的に推進できること。
- (2) 包括連携協定の必要性を理解し、その目的に賛同していること。
- (3) 共創の視点を持ち、地域課題等の解決に向けて本市と共に取り組む意欲があること。
- (4) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に規定する風俗営業又はこれに類する行為を行っていないこと。
- (5) 法令等に違反する行為又は公序良俗に反する行為を行ったことがあると認められないこと。
- (6) 奈良市暴力団排除条例（平成24年奈良市条例第24号）第2条第2号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は同条第1号に規定する暴力団若しくは暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していないこと。
- (7) 前各号に掲げるもののほか、包括連携協定の対象として適当でないと市長が認めるものでないこと。

(連携事業)

第4条 包括連携協定の対象となる連携事業は、次の各号のいずれかに該当するもののうち、第1条の趣旨に照らし市長が適当と認める事業とする。

- (1) 本市及び事業者等が連携し、実施できる新規の事業又は取組であるもの
- (2) 本市が既に実施している事業又は取組であり、事業者等との連携により、その有する施設及び設備並びに技術等の資源を活用できるもの
- (3) 事業者等が既に実施している事業又は取組であり、本市との連携により、その有する施設及び設備並びに技術等の資源を活用できるもの

2 前項の規定にかかわらず、市長は、次の各号のいずれかに該当する事業又は取組は、包括連携協定の対象となる連携事業と認めないものとする。

- (1) 事業者等の営業又は広告若しくは宣伝を目的とするもの
 - (2) 宗教活動又は政治活動を目的とするもの
 - (3) 事業者等への利益を誘導するおそれがあるもの
 - (4) 前各号に掲げるもののほか、連携事業として適当でないと市長が認めるもの
- (事前協議)

第5条 事業者等は、連携事業及び包括連携協定について、その内容、締結時期その他包括連携協定の締結に必要な事項について市長と事前に協議（以下「事前協議」という。）を行わなければならない。

(包括連携協定の締結等)

第6条 市長は、事前協議の内容を精査し、包括連携協定の締結の要否を判断するものとする。

- 2 市長は、前項の精査の結果、包括連携協定の締結を必要と認めた場合、包括連携協定書に必要な事項を記載し、包括連携協定を締結するものとする。

(協定内容の公表)

第7条 市長は、前条の規定により包括連携協定を締結したときは、その内容を速やかに公表するものとする。

- 2 事業者は、前条の規定により包括連携協定を締結したときは、その内容を公表することができる。

(包括連携協定の有効期間)

第8条 包括連携協定の有効期間は、締結の日からその日の属する年度の末日までとする。

- 2 前項の有効期間が満了する日の1箇月前までに市長又は事業者等から包括連携協定を更新しない旨の申出がない場合には、同一の条件をもって1年間更新するものとし、以後も同様とする。

- 3 前項の規定にかかわらず、本市又は事業者等に、事前の申出が困難な特別の事情がある場合は、この限りではない。

(協議)

第9条 この要綱及び包括連携協定書に定めのない事項がある場合又はこれらの内容に疑義が生じた場合は、市長及び事業者等は協議の上、これを処理するものとする。

(補則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この告示は、令和6年11月19日から施行する。